

告示

埼玉県告示第百七十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年三月八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

川口芝園団地中心施設

埼玉県川口市川口芝園町二千八百七十一番一（の一部）外五筆

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）九号棟一〇五、十一号棟一〇二、一〇三、一〇七、十二号棟一〇

六、十四号棟一〇二、一〇三、一〇七 午前九時から午後八時

十二号棟一〇四 午前九時から午後九時

十二号棟一〇五 午前九時から午後十一時

十四号棟一〇一 午前九時から午後十時

（変更後）九号棟一〇五、十一号棟一〇一、一〇二、十二号棟一〇五、一〇

六 午前九時から午後十一時

十一号棟一〇三、一〇七、十四号棟一〇二、一〇四、一〇七 午

前九時から午後十時

十四号棟一〇一 午前九時から翌午前零時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時三十分から午後十一時三十分

（変更後）午前八時三十分から翌午前零時三十分

ハ 変更年月日

令和四年二月二十二日

ニ 届出年月日

令和四年二月二十一日

二 縦覧期間

令和四年三月八日から令和四年七月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年三月八日から令和四年七月八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課